

ANTA

NEWS

vol.263

2022

3・4

march/april



がんばろう！日本

巻頭言

コンプライアンスの遵守徹底を図り、健全な経営に努めよう／ANTA会長

特集

コンプライアンス遵守の徹底に係る当協会の取組み

手引書に行動規範と宣誓書の見本を収録

協会情報

第40回常任理事会

「JATA・ANTA 個人情報取扱いガイドライン 解説・表示例」の改訂

第2回 観光産業検討会に出席

旅行業者のDX化に関するヒアリングに協力

令和3年度 旅行業務取扱管理者定期研修の実施

ANTA・JATA共催 苦情対応セミナーを東京で開催



ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

一般社団法人 全国旅行業協会

巻頭言

コンプライアンスの遵守徹底を図り、健全な経営に努めよう／ANTA二階会長 2

特集

コンプライアンス遵守の徹底に係る当協会の取組み 4

行動規範と宣誓書の見本を「旅行業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」に収録 5・6

協会情報

第40回 常任理事会 8

「JATA・ANTA 個人情報取扱いガイドライン 解説・表示例」の改訂 9

第2回 観光産業検討会に出席 10

旅行業者のDX化に関するヒアリングに協力 10

令和3年度 旅行業務取扱管理者定期研修(令和4年2月)の実施 11

ANTA・JATA共催 苦情対応セミナーを東京で開催 11

令和3年度 会員実態調査報告書 12～16

お知らせ／(一社)北海道旅行業協会・(一社)福岡県旅行業協会 19・20

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報 26

令和3年12月・4年1月 正会員入会者・退会者 28・29

(株)全旅からのお知らせ 30・31

パズルでひと息／全旅協の動き 32

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」(第26回) 23・24

【ANTA NEWS】2022年3・4月号

発行元 一般社団法人 全国旅行業協会 〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂ジャスタースビル3階
発行日 令和4年3月1日 発行
※本誌掲載の記事、写真、イラストの無断転載を禁じます。



〈表紙の写真〉
富山県／黒部川堤防桜堤
トヤマケン クロヘガフイボウサクラツツミ
黒部川の堤防に植えられた170本、
1.2kmにも及ぶ桜並木。昭和42年に
町民の手によって植栽活動が始まり、
今では水路と散策路が桜並木に
沿ってつくられ多くの人が訪れる観
光スポットになりました。



HOKKAIDO TRAVEL NAVI

観光関係事業者様のための、北海道の観光情報WEBサイト

「HOKKAIDO TRAVEL NAVI」のご案内

「北海道の観光コンテンツ」を紹介するWEBサイトを公開中です。

当サイトは従来の観光情報サイトとは異なり、

北海道の観光事業者自らが観光素材を登録・更新をできる仕組みとしており、

タイムリーな情報の取得・提供を実現致します。

また、当サイトは一般の方も閲覧可能ですが、旅行事業者様が新規登録をいただくことで、

旅行事業者様限定の公開情報※1を閲覧することが可能となります。

ぜひ、ご登録・ご活用いただき、事業の一助に、また新たな北海道観光事業者様と

繋がる契機にさせていただきますと幸いです。

利用メリット

北海道の観光素材の閲覧

自然・風景、温泉、体験、食、エリアなど、
カテゴリごとに素材検索が可能

2022年2月現在
”約1200件超”の登録

北海道のフォトライブラリの ダウンロード

魅力いっぱいの北海道のフォトライブラリが
無償でダウンロード可能※2

パンフレット等にも
掲載可!

ユーザー登録で活用できる各種機能

限定公開情報※1の閲覧や、マイページ機能等、
より利便性を高める機能が使用可能

などなど!



▲トップページ(イメージ)



▲フォトライブラリー例

サイト閲覧・新規ユーザー登録

※2
費用不要!
簡単登録!

WEBサイトURL

<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp>

上記URLよりサイト閲覧が可能です。

”新規登録”ボタンより新規ユーザー登録をすることが可能です。



※1 北海道の観光事業者の「連絡先」、「旅行会社との契約可否」、「コミッション有無」などの情報
(登録先によっては未登録の場合もございます)

※2 2022年3月、北海道観光振興機構会員様限定でご利用いただけるプレミアムフォトが追加される
予定です。この機会に、是非北海道観光振興機構へのご入会もあわせてご検討下さい。

北海道観光振興機構 入会のご案内はこちら

<https://www.visit-hokkaido.jp/company/recruitment/>

お問い合わせ

HOKKAIDO TRAVEL NAVI事務局

メール：navi@visithkd.or.jp／電話：011-231-5881
(北海道観光振興機構 国内誘客部／平日10:00～17:00)

H公益社団法人
T北海道観光振興機構

本年3月9日に開催を予定していた「第16回 国内観光活性化フォーラム in やまなし」は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、令和4年5月31日(火)に延期いたします。

ようちんばれ
甲斐の国へ
いざ出陣

行こうよ山梨フルーツ王国ワイン県

第16回
国内観光活性化フォーラム
in やまなし

御嶽昇仙峡
ハケ岳とひまわり
猿橋
信玄公祭り出陣式
身延山久遠寺
神代桜
甲州ほうとう

開催日 令和4年(2022年)5月31日(火)

会場 YCC県民文化ホール(山梨県甲府市寿町26-1)

主催: 一般社団法人 全国旅行業協会 ■共催: 株式会社 全旅

巻頭言



コンプライアンスの遵守徹底
を図り、健全な経営に努めよう



一般社団法人 全国旅行業協会
会長 二階 俊成

3月を迎え、春の訪れが至るところで感じられるようになりました。全国5,500社の会員の皆様におかれましては、前例のない困難な状況乗り越えるべく、精一杯頑張っていることと存じます。

昨年末より、旅行者による雇用調整助成金、Go Toトラベル事業給付金の不正受給が疑われる事案が立て続けに発生し、旅行業界がこれまでに築いてきた信用は大きく損なわれることとなりました。旅行・観光産業はお客様からの信頼の上で成り立っている産業であることに留意し、今一度、コンプライアンス遵守を徹底いただきますようお願いいたします。

当協会においても、会員の皆様の実効性のあるコンプライアンス遵守体制を構築するための一助として、コンプライアンス手引きの策定、国交省公益通報制度の周知のほか、経営者向けセミナーの開催、従業員向けeラーニングなどを実施することを決定いたしました。未だコンプライアンス遵守体制を構築されていない場合は、是非ご活用いただき、自社のコンプライアンス遵守体制を構築していただきますようお願いいたします。

さて、我が国では、本年1月よりオミクロン株による感染が急増し、多くの都道府県でまん延防止等重点措置が講じられることとなりました。感染の拡大により、Go Toトラベル事業の再開時期は先送りされるとともに、帰国者や訪日外国人観光客に対する厳しい水際対策が維持されるなど、旅行者にとって五里霧中の状況が続いております。

当協会においても引き続き、政府や関係省庁に対し、適切な時期でのGo Toトラベル事業の再開、水際対策の緩和を要望するとともに、旅行需要回復するまでの間については、雇用調整助成金の特例措置の延長等により会員の皆様が事業を継続していけるよう働きかけてまいります。

また、本年3月9日に開催が延期されていた「第16回国内観光活性化フォーラム in やまなし」は、感染拡大防止の観点から、やむを得ず、5月31日に再延期することとなりました。本大会の開催に向けて精一杯取り組んで頂いている地元実行委員会、関係者の皆様のご尽力に心から敬意を表するとともに、フォーラム参加のご協力をお願いしていた会員の皆様に心よりお詫び申し上げます。引き続き5月31日の開催に向けて、地元実行委員会と一致団結して取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

新型コロナが発生してから今日に至るまで、旅行者にとって非常に苦しい時期が続いておりますが、止まない雨はごさいません。会員の皆様は、旅行需要の回復期に向けて、倦まずたゆまず準備を整えていただければ幸いです。観光が明るくなれば、世の中は必ず明るくなります。全国の会員の皆様の一層の奮起を期待しております。

行動規範と宣誓書の見本を作成 「旅行業界におけるコンプライアンスへの 取り組みの手引き」に収録

ANTA・JATAでは、再発防止策の一環として、会員各社に対して、「行動規範」の策定と、労使間で「宣誓書」を取り交わすなど、実効性のあるコンプライアンス遵守の体制を構築することを呼び掛けております。

この指針として「旅行業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」を策定し、コンプライアンス遵守に係る基本事項を取りまとめました。本誌では、手引きに収録している「行動規範」、「宣誓書」の見本をご紹介しますので、未だ行動規範等を策定していない会員の皆様におかれましては、ご参考にしていただきますようお願いいたします。

【行動規範】

私たち●●トラベルは、企業活動の根幹となるコンプライアンス（法令や倫理の遵守）の基本を共有し徹底するために、次の6項目を定め、倫理観の醸成に取り組めます。

①法令遵守

私たちは、法令を遵守し、社会的良識に従って行動します。

②公正取引の遵守

私たちは、公正・透明・自由な競争、取引を行います。

③お客様満足の追求

私たちは、お客様からの信用を第一に心掛け、サービスを提供します。

④人権の尊重

私たちは、お客様、お取引先、社員の人権を尊重します。

⑤職場環境の整備

私たちは、社員の人格、多様性、個性を尊重し、差別やハラスメントのない働きやすい職場を目指します。

⑥反社会的勢力との関係遮断

私たちは、反社会的勢力とは一切の関わりを持ちません。

※行動規範は全ての役員、従業員に適用されます。

※行動規範に反する事態が発生したときは、役員自身が問題解決にあたり、原因究明や再発防止に努めます。

※役員、従業員は、行動規範に違反したときは、別途定めるところにより処分を受けることを誓います。

2022年●月●日制定

※下線(波線)の部分は適宜修正をしてください。

コンプライアンス遵守の徹底に係る 当協会の取り組み

昨年より、旅行業者の雇用調整助成金、Go Toトラベル事業給付金の不正受給が疑われる事案が発生したことを受けて、当協会では（一社）日本旅行業協会（JATA）と共同で旅行業界のコンプライアンス遵守徹底を図るため、以下の取り組みを実施いたします。

1.「旅行業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」の策定

<https://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/8875.html>

JATAと共同でコンプライアンスに関わる「行動規範及び宣誓書」の基本形を収録・解説した「旅行業界におけるコンプライアンスへの取り組みの手引き」を策定しました。

本手引きでは、昨今の旅行業者が関与した雇用調整助成金、Go Toトラベル事業給付金の不正受給が疑われる事案の発生に鑑み、自社のコンプライアンス体制の整備が不十分な旅行業者に対して、コンプライアンスの重要性を再認識いただくとともに、行動規範や宣誓書などの基本型を示して、実効性のあるコンプライアンス体制の構築を促すことを目的としております。

2.「国土交通省公益通報制度」の周知

<https://www.mlit.go.jp/appli/file000017.html>

不正案件の早期発見・対応を目的に「国土交通省公益通報相談窓口」に従業員へ周知するよう要請いたしました。（窓口については上記 1.の手引きに記載）

3.「経営者向けコンプライアンス研修」の実施

経営者自身のコンプライアンス遵守への認識を高めるために、経営者向けの研修会を開催することで、コンプライアンス経営の重要性の理解促進を図ります。

■開催概要

【①大阪会場】

3月22日（火） 14:00～15:30

会場：エル・おおさか（大阪府立労働センター）

8F・大会議室

定員：100名（JATA50名、ANTA50名）

【②名古屋会場】

3月23日（水） 10:00～11:30

会場：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）

10F 1001号室

定員：80名（JATA40名、ANTA40名）

【③東京会場】

3月28日（月） 14:30～16:00

会場：全日通霞が関ビル

8階・大会議室

定員：100名（JATA50名、ANTA50名）

【録画配信】

4月5日（火）より配信開始予定

※①～③の実開催については、1会員2名までの参加とさせていただきます。

※申込方法等は決まり次第、ANTAニュースメール、会員専用ホームページでご案内いたします。

4.従業員向け「コンプライアンス研修動画・試験」システムの提供

会員向けに、eラーニングを活用したコンプライアンス研修・試験のシステムを提供し、加盟会社全体のコンプライアンスの向上と定着を進めます。

■研修実施期間：2022年4月～5月

■研修対象：正会員で、独自の仕組みを有しない会社所属する社員

「コンプライアンス遵守状況に関する調査」への協力の御礼

当協会が実施した

「コンプライアンス遵守状況に関する調査」

（実施期間：1月25日～2月4日）

にご協力いただき、

誠にありがとうございました。



でかけよう日本！ 新しい旅のスタイルで



—— ANTAは安全・安心な旅行を提供し全国各地の元気を取り戻します ——

観光振興応援
キャンペーン実施中

- ・「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守します
- ・「新しい旅のエチケット」で楽しい旅を守ります
- ・感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ります

●行動規範

企業には、それぞれの「企業理念」（企業の存在価値を表すもの）、「経営理念」（何を指すのか）や「行動規範」（役員・従業員一人ひとりが日常業務において取り組むべき指針）があります。

本手引きでは、そのうち「行動規範」（コンプライアンス・コード）について、最低限、遵守すべき事項について記載しました。これを踏まえ、今一度、自社の行動規範について確認をしてください。また、行動規範が規定されていない場合には、速やかに規定してください。

●宣誓書

行動規範の実効性を担保するため、宣誓書を作成して保管してください。

宣誓書

私は、●●トラベル行動規範を理解し、これに基づいて行動すること誓います。

万が一、行動規範に違反し、またはこれに照らして不適切な行いをしたときは、別途定めるところにより処分を受けることについて異議を留めません。

また、雇用調整助成金やGo Toトラベル等国民の税金を活用した事業等に参加する場合には、国民の信頼を確保することが業界としても極めて重要であることに鑑み、適切に活用することを誓います。

年 月 日

（署名）

※下線（波線）の部分は適宜修正してください。



第40回常任理事会(令和4年1月6日)

《第40回常任理事会》

第40回常任理事会

第40回常任理事会が、令和4年1月6日(木)午後に全旅協本部会議室で開催された。

議事に先立ち、北敏二副会長より開会挨拶がなされた後、報告事項に移り、以下の常任委員会報告がなされた。

「第110回試験研修委員会(令和3年11月29日)」

①令和4年度試験研修事業計画骨子案、②令和5年度国家試験・管理者研修の日程等

「第46回指導調査広報委員会(令和3年11月26日)」

①令和4年度指導調査広報事業計画骨子案、②ツーリズムEXPOジャパン2022への参画案、③事故対策部会

委員の選任

続いて、①東北、北信越、近畿、四国、九州地方支部長連絡会の活動状況、②令和3年度国内旅程管理研修の実施結果、③令和3年度旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、④「第17回国内観光活性化フォーラム in やまがた」の開催地表敬訪問、⑤GOTOトラベル事業の現況などについて報告された。

引き続き、協議事項に入り、以下の審議が行われた。

1. 令和4年度予算編成の基本方針(案)

来年度の予算編成の方針等について提案され、協議の結果、原案どおり了承された。

全議事の終了後に、近藤幸二副会長より閉会挨拶がなされ、終了した。

4. 相談役の就任(案)

福井照(ふくい てる)氏の相談役への就任が提案され、協議の結果、原案どおり承認された。

3. 新規入会申込者(案)

新規入会申込者(条件なし入会1支部2社、条件付入会11支部22社)の入会について提案され、協議の結果、原案どおり承認された。

2. 令和4年度会議開催年間スケジュール(案)

来年度の全旅協本部で開催される会議の年間スケジュールが提案され、協議の結果、原案どおり了承された。

「JATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン 解説・表示例」の改訂

令和4年4月1日に個人情報保護法の改正法が施行されることを受けて、ANTA・JATAは「個人情報取扱いガイドライン 解説・表示例」の見直しを行いました。

今回の法改正により、いわゆるビッグデータの取扱いについて、「匿名加工情報」に加え、新たに「仮名加工情報」という考え方が導入されましたが、旅行業者がビッグデータを利用しなければ旅行業務(旅行手配)を行えないことはありませんので、このガイドラインでは、その

いずれについても言及していません。また、Cookie等の規制のために、新たに「個人関

連情報」の概念が設けられましたが、これも旅行業務とは直接には関連しませんので、法文の案内に留めています。「匿名加工情報」、「仮名加工情報」、「個人関連情報」を取り扱う場合は、それぞれの

個人情報保護法の改正(令和4年4月1日施行)

①個人の権利の拡充

- 短期保有データも個人情報として取り扱う
- 個人情報の情報開示方法に紙だけでなくデータでの開示も追加
- 利用停止、第三者提供の停止請求の条件緩和
- 第三者提供の開示記録の請求権を個人にも付与

②事業者の責務の追加

- 情報漏洩時に個人情報保護委員会・本人への報告が義務化
- 違法行為を助長するような個人情報の利用の禁止

③企業の特定分野を対象とする団体の認定団体制度が新設

④データ利活用の促進

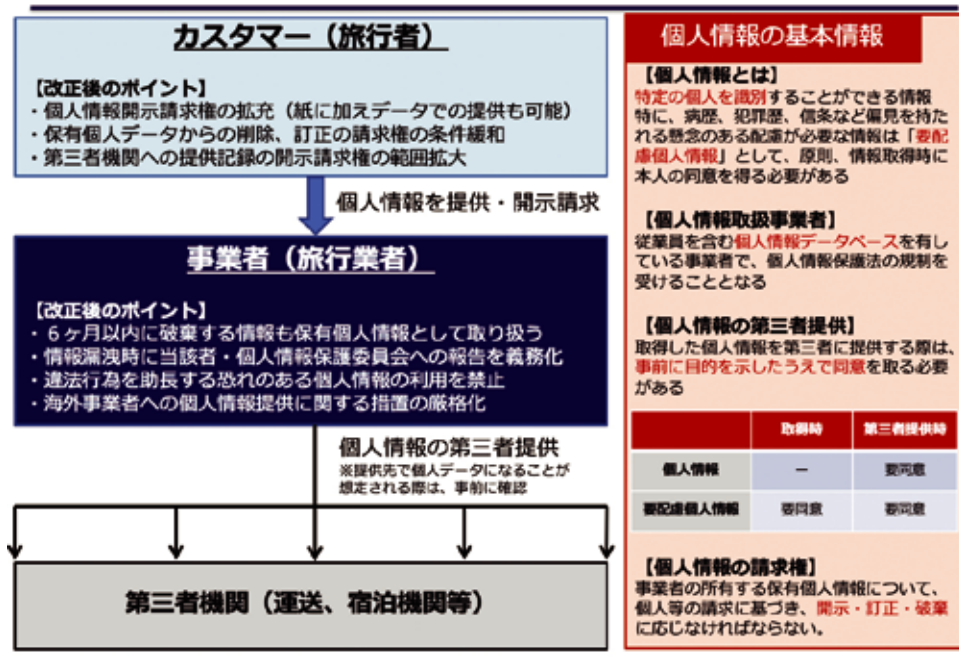
- 仮名(変換後データ)加工情報の規制緩和
- 提供先で個人データとなることが想定される場合の確認義務を新設

⑤罰則の強化

⑥域外(海外)事業者への個人情報提供に関する措置の厳格化

⑦域外(海外)事業者に対する法適用の厳格化(報告徴収・立入検査)

個人情報保護法改正のポイント



「JATA・ANTA個人情報取扱いガイドライン」の改訂
<https://www.anta.or.jp/mmb/news/detail/8919.html>

第2回 観光産業検討会に出席

昨年に国土交通省に設置された、アフターコロナ時代の観光産業の在り方を検討する「観光産業に関する検討会（座長 山内弘隆（一橋大学名誉教授））」の2回目が本年2月8日に開催され、当協会の近藤副会長が委員として出席した。本検討会は、昨年11月25日に1回目の検討会が開催されて以降、旅行業・宿泊業のそれぞれの関係者で構成されたワーキンググループで、各業界の課題や在り方を共有してきた。旅行業ワー



委員として参画している近藤副会長

キングはこれまで3度開催されている。

各ワーキング等での議論を受けて開催された2回目の検討会では、現在の旅行業・宿泊業のビジネスモデルの特徴を踏まえ、観光地・観光産業が一体となった地域活性化の方向性について話し合われた。その中で、近藤副会長は「アフターコロナにおいては団体旅行需要の減少が危惧されている。中小旅行業者は団体旅行のウエイトが高いので、今後難しい局面を迎えることになる可能性がある。地元の行政や観光産業と一体となった誘客活動に旅行業者も中心的な立場で参画し、それをビジネスにしていける必要がある」としたうえで、「従来の誘客事業では旅行業者に利益が生じるシステムが構築されているとは言い難く、今後は、誘客活動によって旅行業者がどのようにビジネスを行うか考えていく必要がある」と今後の課題を指摘した。

本検討会は、今後2回の開催を予定しており、5月中旬に最終取りまとめを行う予定となっている。

旅行業者のDX化に関するヒアリングに協力

令和4年1月21日、25日に、（一社）日本旅行業協会

（JATA）が当協会を訪問し、旅行業者のDX化に関する



JATAからのヒアリングに応じる北副会長（令和4年1月25日）

るヒアリングを実施した。JATAでは、旅行業の持続的発展に向けて、業界全体のDX化に関しての検討を重ねており、その取り組みの一環として当協会に対して中小旅行業者のDX化に関するヒアリングの要請がなされた。

ヒアリングには21日は大阪府支部の吉村常任理事、25日は北副会長がそれぞれ対応し、どのような業務についてデジタル化がなされているか、今後どのような作業のデジタル化が求められるかなどを回答した。特に、両名からは、デジタル化がなされていない経理業務に関して大きな負担となっていることが説明され、デジタル化による経理業務の改善が中小旅行業者に最も求められているのではないかと指摘がなされた。

令和3年度旅行業務取扱管理者定期研修（令和4年2月）の実施

当協会は、旅行業務取扱管理者定期研修（※）を令和4年2月に全国3都市3会場で実施し、153名が修了した。

また、本年3月には、東京都④、名古屋市②での開催を予定している。

なお、次年度（令和4年度）の開催地、日程等の詳細については、決まり次第、当協会ホームページにて掲載する。

※定期研修は旅行業者によって選任された旅行業務取扱管理者について、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、所属する旅行業者の更新登録申請に先立ち、5年ごとに受講することが旅行業法によって義務付けられている研修

《令和3年度 定期研修（令和4年2月・3月）実施結果一覧》

開催日	開催地	会場	修了者数
2月1日（火）	東京都②	自動車会館	50名
2月1日（火）	京都市	京都経済センター	62名
2月21日（月）	仙台市	ハーネル仙台	41名
3月15日（火）	名古屋市②	TKPガーデンシティ PREMIUM名駅西口	—
3月23日（水）	東京都⑤	自動車会館	—

ANTA・JATA共催 苦情対応セミナーを東京で開催

当協会とJATAとの共催による「苦情対応セミナー」が令和4年1月14日に全日通霞が関ビルで開催され、ANTA会員15名が現地参加するとともに、218名がWEBで受講した。

開会の挨拶がなされた後、事務局より、両協会の苦情相談の傾向や受付件数について報告された。

約款についてクイズ形式で解説



講義をする三浦弁護士

がなされ、第2部では「お客様からの声を活かす 苦情の報告2021」に沿ってケーススタディの解説がなされた。



閉会挨拶をする坂入委員

全旅協会員専用ホームページのパスワード更新のお知らせ

当協会では、2022年4月1日より全旅協会員専用ホームページへログインするためのパスワードを更新いたします。会員の皆様へは、本号に新たなパスワードを記載した「全旅協会員専用ホームページのパスワード更新のご案内」を同封しておりますのでご確認ください。

今後とも、会員の皆さまの役に立つ速達性のある情報提供に努めて参りますので、会員専用ホームページを是非ご活用いただきますようお願い申し上げます。

東京観光はもちろん、バスツアーなら

はとバス

【はとバス公式 SNS】

Facebook Twitter Instagram

ホームページからの予約も受付中!

はとバス で 検索

<https://www.hatobus.co.jp/>

新型2階建てオープントップバス「エクリプス ジェミニ3」日本初登場!

コースのご予約は **TEL.03-3761-1100**

団体でのご利用は **TEL.03-3761-2051**

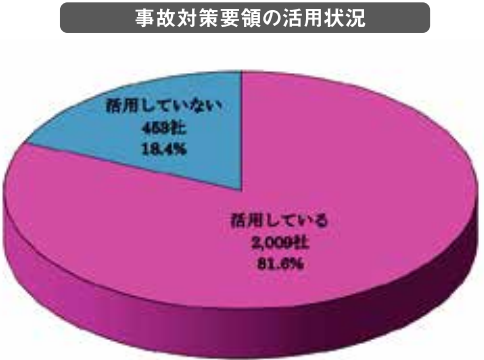
株式会社 はとバス

東京都知事登録旅行業第2-2379号
〒143-8512 東京都大田区平和島5-4-1

安全・事故対応

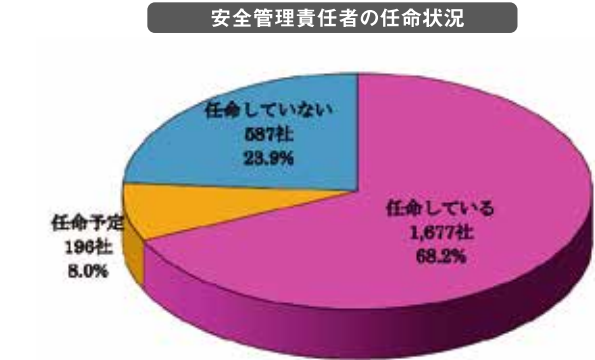
1.「事故対策要領」(国内・海外)の活用状況(2,462社回答)

「事故対策要領」(国内・海外)について、「活用している」と回答した会員が2,009社(81.6%:前回81.8%)、「活用していない」が453社(18.4%:前回18.2%)であった。



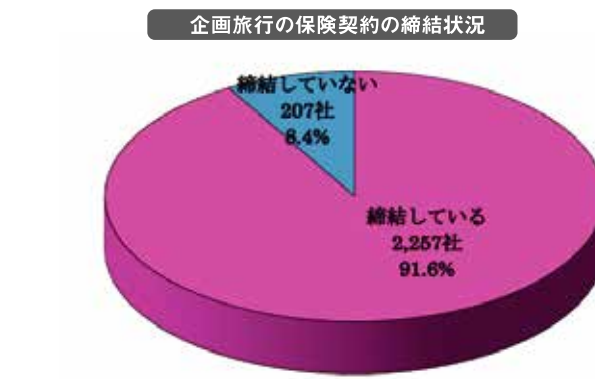
2.「安全に関する統括責任者(安全管理責任者)」の任命状況(2,460社回答)

「安全に関する統括責任者(安全管理責任者)」について、「任命している」と回答した会員が1,677社(68.2%:前回66.4%)、「任命していない」が587社(23.9%:前回26.5%)、「任命する予定」が196社(8.0%:前回7.9%)であった。



3.企画旅行の保険契約の締結状況(2,464社回答)

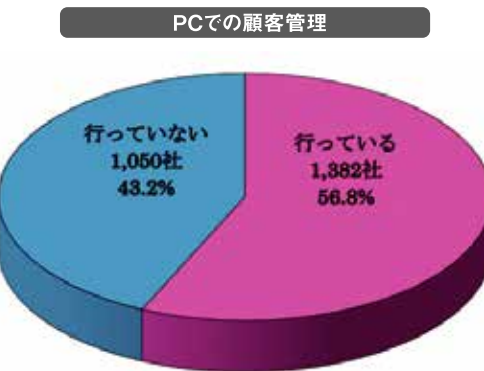
企画旅行契約で義務付けられている特別補償の保険契約を「締結している」と回答した会員は、2,257社(91.6%:前回91.3%)であった。



情報流出防止のための安全対策

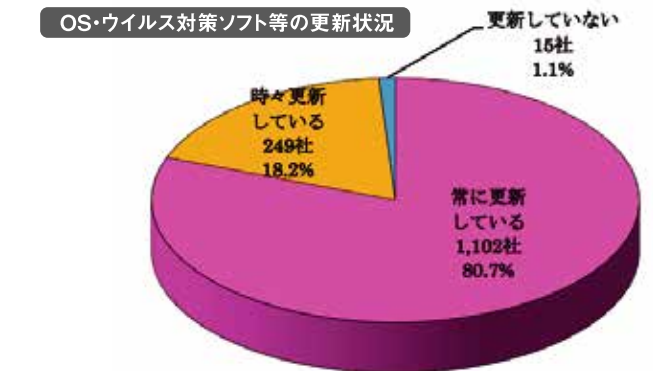
1. PCでの顧客管理(2,432社回答)

PCで旅行契約に関する顧客情報の管理を「行っている」会員は、1,382社(56.8%:前回53.6%)であった。



2. OS・ウイルス対策ソフト等の更新状況(1,366社回答)

前項1.において、PCでの顧客管理を「行っている」と回答した会員のうち、OSやウイルス対策ソフト等の更新状況について、「常に更新している」が1,102社(80.7%:前回80.4%)、「時々更新している」が249社(18.2%:前回17.5%)、「更新していない」が15社(1.1%:前回2.0%)であった。



令和3年度 会員実態調査報告書

(令和3年6月1日調査) 一般社団法人 全国旅行業協会

本調査は、当協会に所属する正会員旅行業者5,429社(令和3年6月1日現在)を対象に、各会員の業務状況及び業務内容等の実態を把握するため、平成14年度(2002年度)から実施しているものである。

調査票を送付した5,429社の正会員のうち2,525社から調査票の提出があり、全体の提出率は46.5%となった。(前回調査:令和2年度提出率46.5%)

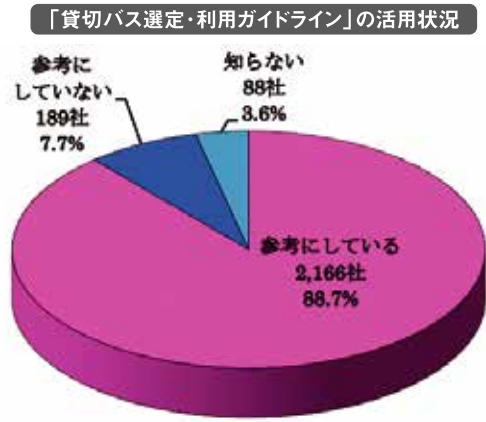
提出状況は、第1種会員提出数が33社(第1種会員数54社:提出率61.1%)、第2種会員提出数が1,232社(第2種会員数2,548社:提出率48.8%)、第3種会員提出数が1,200社(第3種会員数2,735社:提出率43.9%)、地域限定会員提出数が54社(地域限定会員数113社:提出率47.8%)であった。(旅行業種別の無記入6社)

なお、この集計結果については、前々号・前号・本号の3回にわたり掲載している。

貸切バスツアーの安全対策

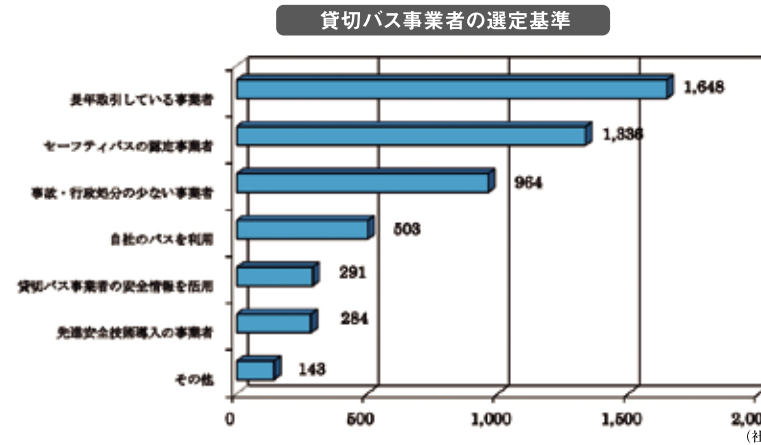
1.「貸切バス選定・利用ガイドライン」の認知状況(2,443社回答)

貸切バス事業者を選定する際、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を「参考になっている」と回答した会員が2,166社(88.7%:前回88.6%)、「参考にしていない」が189社(7.7%:前回8.3%)、「知らない」が88社(3.6%:前回3.0%)であった。



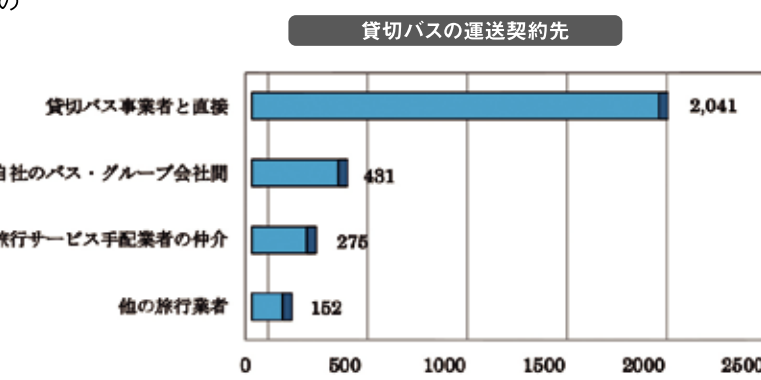
2.貸切バス事業者の選定基準(2,426社回答)※複数回答

貸切バス事業者の選定基準として、「長年取引している事業者」と回答した会員が1,648社(回答会員の67.9%:前回76.4%)と最も多く、次いで、「セーフティバスの認定事業者」が1,336社(回答会員の55.0%:前回54.0%)、「事故・行政処分の少ない事業者」が964社(回答会員の39.7%:前回34.2%)の順であった。



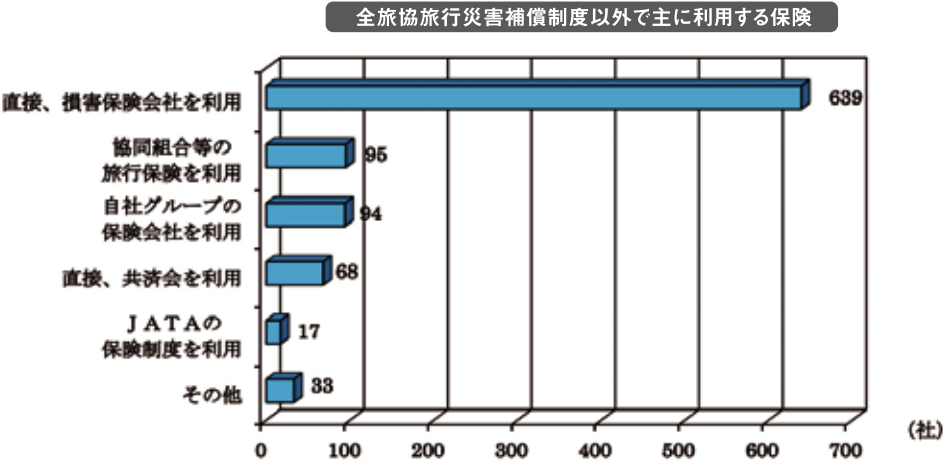
3.貸切バスの運送契約先(2,326社回答)※複数回答

貸切バスの運送契約の締結については、「貸切バス事業者と直接」と回答した会員が2,041社(回答会員の87.7%:前回86.6%)と最も多く、次いで、「自社のバス・グループ会社を利用」が431社(回答会員の18.5%:前回21.7%)「旅行サービス手配業者の仲介」が275社(回答会員の11.8%:前回21.0%)、「他の旅行業者」が152社(回答会員の6.5%)の順であった。



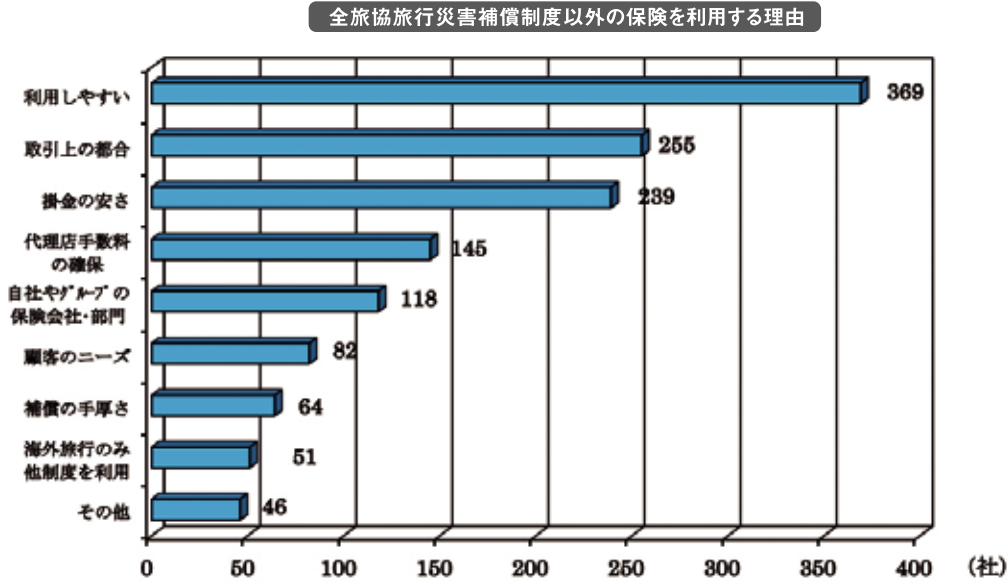
2. 全旅協旅行災害補償制度以外で主に利用する保険 (669社回答) ※複数回答

全旅協旅行災害補償制度以外に主に利用する保険としては、「直接、損害保険会社を利用」が最も多く639社(回答会員の72.5%:前回86.3%)であった。



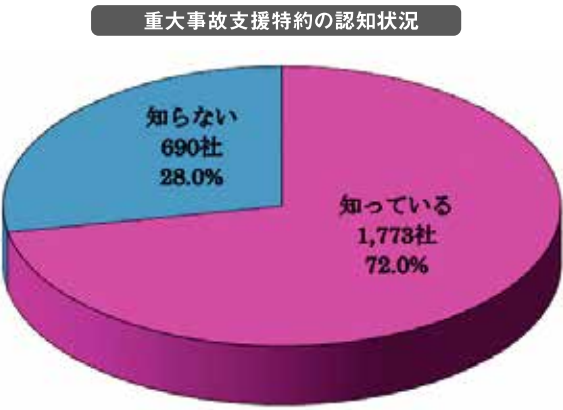
3. 全旅協旅行災害補償制度以外の保険を利用する理由 (674社回答) ※複数回答

全旅協旅行災害補償制度以外を利用する理由としては、その保険が「利用しやすいから」が最も多く369社(回答会員の41.8%:前回49.7%)、「取引上の都合から」が255社(39.7%:前回35.1%)、「掛金が安いから」が239社(27.0%:前回32.9%)と続いた。



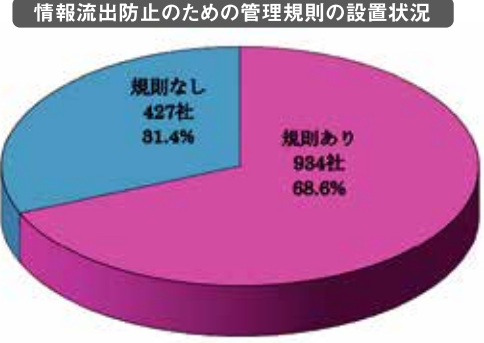
4. 重大事故支援特約の認知状況 (2,463社回答)

全旅協旅行災害補償制度に標準セットされ、万一重大事故が発生した場合にコンサルタントの支援や事故対応費用の補償を受けられる「重大事故支援特約」について、「知っている」と回答した会員が7割以上であった。



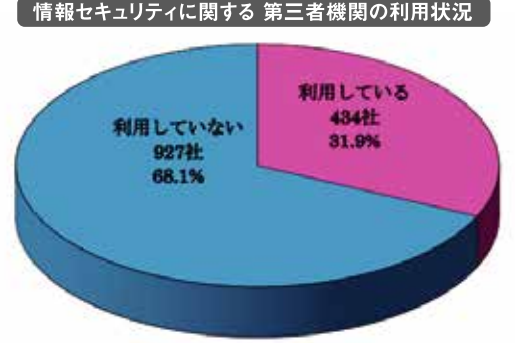
3. 情報流出防止のための管理規則の設置状況 (1,361社回答)

前項1.において、PCでの顧客管理を「行っている」と回答した会員のうち、社内での「情報流出防止のための管理規則」が「ある」と回答した会員は934社(68.6%:前回65.3%)であった。



4. 情報セキュリティに関する第三者機関の活用状況 (1,361社回答)

前項1.において、PCでの顧客管理を「行っている」と回答した会員のうち、情報セキュリティに関する第三者機関(専門家)を「利用している」と回答した会員は434社(31.9%:前回36.3%)であった。



個別認可約款

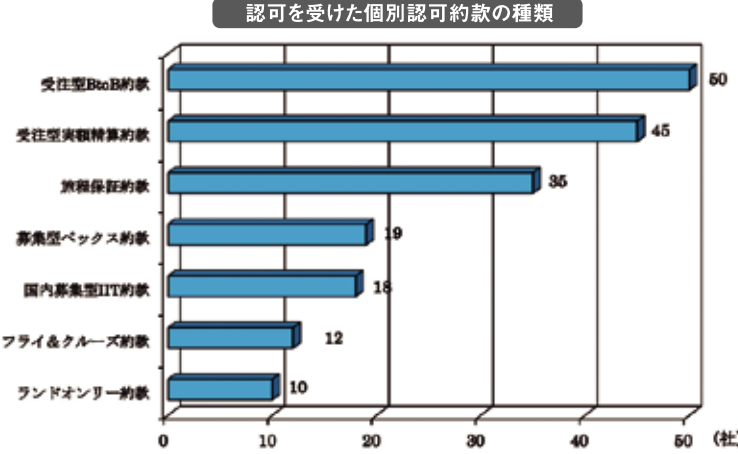
1. 個別認可約款の認可取得状況 (2,446社回答)

個別認可約款の認可申請について、「認可を受けている」と回答した会員は110社(4.5%:前回3.8%)であった。



2. 認可を受けた個別認可約款の種類 (106社回答) ※複数回答

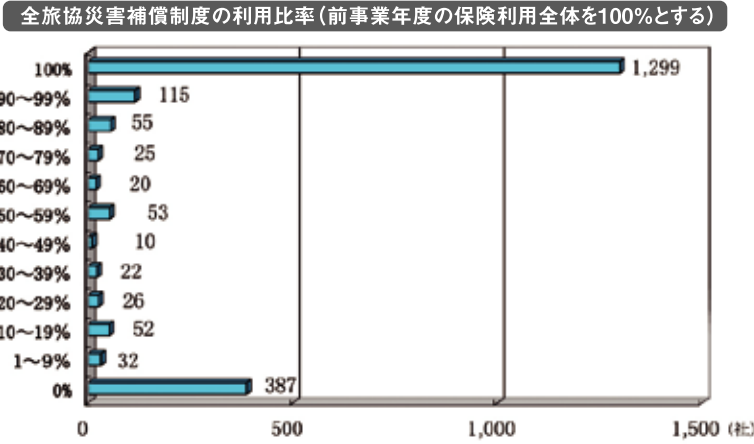
前項1.で「認可を受けている」と回答した会員のうち、「受注型B to B約款」を申請したと回答した会員が50社(前回44社)と最も多く、次いで「受注型実額精算約款」が45社(前回36社)、「旅程保証約款」が35社(前回20社)の順となった。



全旅協旅行災害補償制度

1. 全旅協旅行災害補償制度の利用比率 (2,096社回答)

保険利用全体を100%としたときの平均比率は、「全旅協制度」が72.9%、「その他の保険」が27.1%であった。(前回 全旅協制度 67.1%:その他32.9%)利用比率の範囲別の分布は以下のとおり。



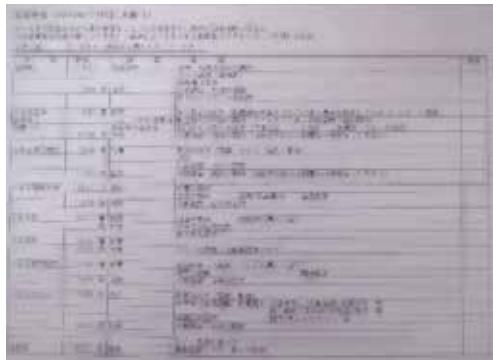
(一社)北海道旅行業協会



研修内容の案内を行う松本講師



空港での搭乗手続き



ミステリーツアー日程表



受講者の集合写真

「国内旅程管理研修【実務】」を企画

(一社)北海道旅行業協会(会長 佐藤達雄)は、昨年12月9日に「国内旅程管理研修【実務】」を企画し、旅程管理研修登録機関の㈱アーバン・トラベル札幌の実施により開催いたしました。この研修は、コロナの感染拡大や旅行者の嗜好の変化により団体旅行需要が低迷し、添乗実務が減少しているとの会員の声を受けて、北海道支部が法定事業として隔年で開催している「旅程管理研修」では取扱いがない、「実務的な観点による旅程管理」に焦点を絞ること、添乗実務の感覚を身につけていただくことを目的に開催したものです。講師は、㈱アーバン・トラベル札幌の松本様が務め、9名の会員が受講いたしました。

研修は、受講者にも目的が伝えられない「日帰りミステリーツアー」を模した内容で行われ、その中で添乗業務が必要となる場面(受付、バス乗務員打合せ、車内挨拶、行程案内、航空機搭乗手続き、自由行動時の案内、食事案内、電車券購入、見学施設案内、ホテルチェックイン手続きなど)で、松本講師に指名された受講者が、そのお題に取組んでいくという実践的な内容で進められました。受講者は、適度な緊張感を持ちつつ、楽しみながら各施設を移動し、実務研修は終了しました。

研修終了後、受講者からは「添乗の座学だけでは頭の中でイメージは出来るが、実際にこの実務研修に参加し体験した事によりイメージとはかなり違っていた。実際にはこんなにも添乗員実務が大変なのかと言うのが正直な感想。今後は、この実務研修で学んだ事を活かし主任添乗員としてお客様を安心して旅行を楽しんでもらえるよう取り組んでいきます」との感想が寄せられ、松本講師は「座学で学んだ事は時間が経過すると忘れることが多いが、実際に自分の目で見て聞いて、体で覚えた実務経験は

最後まで残っているものです。この研修で学んだ事を思い出しながら、いつの日か空港や観光地などでお会いした際には立派な添乗員として活躍していることでしょう」と研修を振り返り、受講者を激励いたしました。

最後に佐藤会長は「受講者から、この実務研修は座学だけでは得ることが出来ない知識や実際の細かい注意事項など大変勉強になったと、感謝の言葉をいただいた。この研修で学んだ事を活かし、北海道のお客様に楽しい思い出が残る旅行をサポートしていただきたい」と述べ、国内旅程管理研修【実務】は終了しました。

(一社)全国旅行業協会の新しい保険制度！
自社企画旅行の催行中止による損害を補償する保険です

全旅協 旅行催行中止保険

悪天候や災害、交通機関の運休・欠航等による
企画旅行(募集型)の催行中止への備えに！



- 保険金をお支払いする場合
下記の<1>から<3>をすべて満たす場合に、保険金が支払われます
<1>交通機関の欠航、宿泊施設の営業不能など(※)が発生すること。
※下記6つの事象(①から⑥)をいいます
<2>安全円滑な旅行の実施ができない。
<3>旅行会社として企画旅行の催行を出発前に中止する。

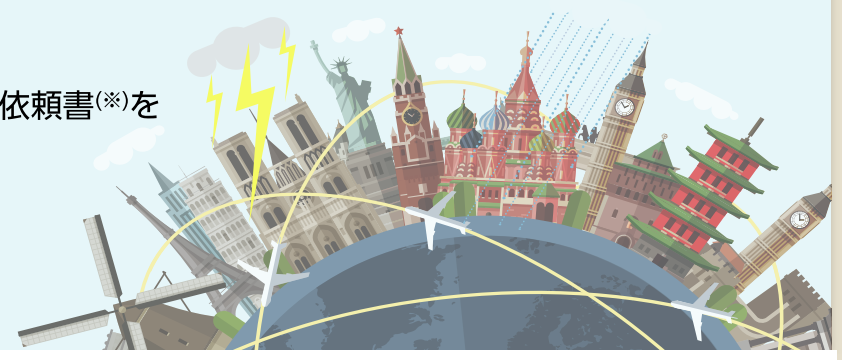
- 具体的には ▶
- ①地震、噴火または津波の発生 ②海外でのテロ
 - ③交通機関の運休・欠航 ④道路の通行止め
 - ⑤宿泊施設の営業不能 ⑥目的地の甚大な被災

- お支払いする保険金の額⇒旅行代金の一律10%です
例) 旅行代金総額が1000万円の団体旅行が台風等で中止の場合、100万円が保険金として会員に支払われます！ ただし会員ごとに1年間で保険金累計1000万円が限度です。

- お支払い事例
～沖縄向け受注型企画旅行 20名・500万円～
台風が沖縄を通過する影響で飛行機が欠航することにより、翌日出発予定の企画旅行の催行を中止し、代金500万円を旅行者に払い戻した。

 **50万円をお支払い**
(500万円×10%)

- 申込方法
掛金を事前に振り込み、専用の加入依頼書(※)を当社にFAXしてください。
※「契約エントリーシステム」内の「リンク集」をご参照ください。



(一社)福岡県旅行業協会

人吉温泉視察報告

早期観光復興に向けて意見交換

(一社)福岡県旅行業協会(会長 眞武祐二)は、昨年12月14日から15日に人吉温泉視察旅行を実施しました。この視察旅行は、2020年7月4日に発生した豪雨により、甚大な被害が発生した熊本県人吉温泉の復興状況や、新たな観光資源を見学し、ツアー造成や団体観光客の誘致を促進すること、豪雨被災地の早期復興に貢献することを目的とし、17名の会員が参加しました。視察中は、コロナウイルスへの感染拡大防止のため、大型貸切バスを利用のうえ、1人2席を確保し、ソーシャルディスタンスには十分気を配りました。



1日目、100年以上の歴史を誇る人吉球磨の観光のシンボル「球磨川くだり」を視察しました。



1日目の最後は、1200年の歴史を誇る「青井阿蘇神社」を訪れました。人吉では親しみを含めて「青井



「HASSENBA」として生まれ変わりました。未だ、球磨川流域には家財や車などの残骸が残されているため球磨川下りの再開には至っていないものの、人吉城址の区間をゆつたりと巡る遊覧舟「梅花の渡し」が運行していました。



その後、昼食をはさみ、「モゾカタウン」を視察しました。水害の試験を乗り越え、2年後、元の商店街へ戻ることを目標に人吉駅前オープンした仮設商店街です。全26もの事業所が営業しており、飲食店以外にも寝具店や理髪店などが入居しています。



と、大変有意義な会議となりました。2日目は、令和3年3月1日(日)にリニューア



ルオープンした「山の中の海軍の町にしきひみつ基地ミュージアム」を訪れました。全国的にも戦争の記憶や遺構自体の風化が懸念されるなか、しき町では貴重な戦争遺構を紹介しながら次世代へ平和の尊さを語り継ぐための拠点とするほか、新たな観光資源としても期待されています。



その後、「釜田醸造所」へ。同豪雨災害で、工場と店舗が甚大な被害を受けましたが、「この地に根ざした醤油づくりを続けたい、必ず復活する」との決意で、風情ある街並みに、しきゆと味噌のほのかな香りが漂う鄙びた老舗しょうゆ屋の姿を取り戻しました。今回、人吉温泉地区では、以上のような施設を視察させて頂きました。

心には甚大な被害を受け、営業再開まで、まだまだ時間を要する施設もある状態です。そんな人吉球磨地域ではありますが、1年半余の月日が立ち、少しずつではありますが復興が進み、観光客を受け入れる体制が整ってきています。以前の状態に戻すだけではなく、「球磨川流域を核とした新たな地域ブランド」を誰かが安心して楽しめる観光地づくりを目指して取り組みを続けている人吉温泉の視察は、大変有意義な研修となりました。

私たちは、旅行会社の責務として、より多くの人々を送客し、人吉温泉の一刻も早い完全復興に助力を注ぐことを決意し人吉温泉を後にしました。

ご参加頂きました支部会員の皆様には、心より感謝いたします。

(一社)全国旅行業協会 新型コロナ対応の補償制度!

1. 新型コロナ診断見舞金

今まで通り旅行災害補償制度に加入するだけ!
特別な手続きは不要です

- 従来の旅行災害補償制度に自動的にセットされ、掛金も変更なし
- 企画旅行・手配旅行のすべての加入タイプに標準装備なので追加の加入手続きは不要
- 見舞金の内容

旅行中または終了後30日以内に新型コロナと診断された方に10万円の見舞金をお支払いします。ただし団体旅行の場合は、1団体100万円が限度

●掛金

掛金はすべての加入タイプで従来のまま、変更はありません。

詳細はWEB契約エントリーシステム内の「リンク集」に掲載の「お客様控(コロナ見舞金追補版)」をご参照ください。



2. 全旅協コロナお守りパック

旅行中に新型コロナ陽性者が発生した場合に、
陽性者本人およびその他の同行者全員に3万円が支払われます。
修学旅行や多人数の企画旅行で好評です

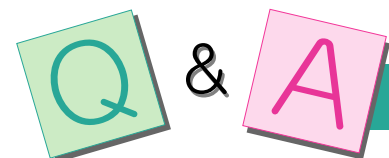
- ①旅行中または②終了後14日以内に新型コロナを発病した方に3万円が支払われます。
- 上記の方の発病日が①旅行中であつた場合には、同じ旅行の同行者全員に各3万円が支払われます。 ※人数限度なし
- 出発の前日までに加入依頼書のFAX申込と掛金振込みをお願いします。
- 1人あたり掛金例(受注型企画旅行の例)
日帰りおよび1泊=275円、2泊から3泊=499円 など
- 申込方法
掛金を事前に振り込み、専用の加入依頼書(※)を当社にFAXしてください。
※「契約エントリーシステム」内の「リンク集」をご参照ください。



一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

<(一社)全国旅行業協会 事務受託会社>
<(一社)全国旅行業協会 指定保険代理店>

株式会社 旅行ビジネスサポート
TEL:03-6272-9704



いわゆる「ダイナミックパッケージ」は、手配旅行契約を結んで販売・実施できるの？



服部 豊

(株)JALバックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

旅行業者に選任された旅行業務取扱管理者が5年に一度受講することとなる「選任旅行業務取扱管理者定期研修」の会場では、多くの受講者から「募集型(受注型)企画旅行」と「手配旅行(契約)」の違いについての質問を受けます。また、ANTAや観光庁には、「募集型企画旅行」とみなされている、「ダイナミックパッケージ」を第1種旅行業者(以下「A社」という。)が、「手配旅行契約」として販売・実施しており、これは違法ではないかとの問合せが寄せられていたと聞いています。そこで、今回はこれらについて「Q&A方式」で考えてみたいと思います。

Q.1 (1)「募集型(受注型)企画旅行と手配旅行(契約)」の区分(相違)」について未だよくわかりません。再度説明願います。
(2)いわゆる「ダイナミックパッケージ」と称される旅行は、「募集型(受注型)企画旅行」となるのですか？

A.1

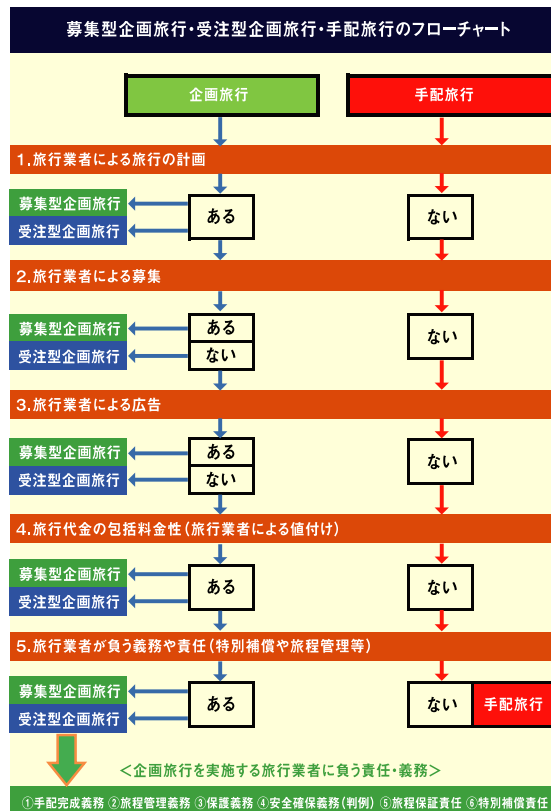
(1)本件に係る回答は、ANTA NEWS第8回当コラム(2018年7/8月号29-31頁)のQ&Aと以下の表及びフローチャートを、

再度ご確認ください。

(2)いわゆる「ダイナミックパッケージ」とは、「旅行業者が手配すべき個々の運送・宿泊機関等を『予め選定』し、その中から旅行者が運送機関・宿泊機関等を選択して旅行計画を組み立てる旅行」で、特に大手旅行業者を中心に、自社サイトを通じて販売されております。
(3)そして、観光庁は「ダイナミックパッケージ」は【募集型企画旅行】に該当するとの通達を発出しています(旅行業法施行要領第一2-2(2)②及び同(4)本文参照)。

【別表】企画旅行(募集型企画旅行・受注型企画旅行)と手配旅行(契約)の区分

項 目	企画旅行		手配旅行(契約)	注 意
	募集型企画旅行	受注型企画旅行		
1. 旅行の計画	旅行業者	旅行業者	旅行者	旅行業者が手配すべき個々の旅行素材を予め選択しそれに値付けしていた場合は「募集型企画旅行」になる。
2. 募 集	○	X(注意)	X(注意)	「受注型企画旅行」及び「手配旅行」では、組織・団体の最小単位で相互に日常的に接触のある範囲でオーガナイザーが集める場合には内部で募集が可能。
3. 広 告	○	X(注意)	X(注意)	「受注型企画旅行」及び「手配旅行」では、具体的な「旅行代金、出発日、旅行日程の記載不可。モデル・プランやモデル・コースの記載も不可。過去の実施実績を記載することは可。
4. 旅行代金の包括料金性(値付け)	○	○	X(注意)	「手配旅行(契約)」では、「旅行費用(運賃・料金等)」と「報酬(手配手数料)」を内訳明示要。「旅行費用」への値付けは認められない。
5. 旅行業者が負う義務や責任	・手配完成(請負義務) ・旅程管理 ・特別補償 ・旅程保証 ・保護義務 ・安全確保義務(判例)	・手配完成(請負義務) ・旅程管理 ・特別補償 ・旅程保証 ・保護義務 ・安全確保義務(判例)	X(注意)	「企画旅行」では多くの義務・責任を負うが「手配旅行(契約)」では「善管注意義務=旅行業者として通常期待される注意を払って手配行為を行うだけ」でよい。
6. 使用する約款	募集型企画旅行契約の部	受注型企画旅行契約の部	手配旅行契約の部(注意)	「企画旅行」なのに「手配旅行契約の部」で実施するという「特約」は旅行者に不利になる「特約」として無効となる。



次頁へ

(一社)全国旅行業協会の新しい保険制度！

学校旅行の中止によって旅行者が会員に支払うキャンセル料を補償します。

国内学校
旅行専用

全旅協 新型コロナウイルス キャンセル費用補償制度

この
保険は？

新型コロナウイルス(COVID-19)の診断が原因で学校が旅行をキャンセルした場合の取消料を補償します。



① 補償の対象となる事由

◆保険責任期間(※)中に旅行参加者が新型コロナウイルスが陽性であると医師が診断し、その後に学校が旅行をキャンセルした場合。

(※)旅行開始日の13日前から旅行開始時まで(14日間)

◆「学校全体のキャンセル」「一部参加者のキャンセル」のいずれも対象です。

(ご注意) 以下の場合は補償の対象となりませんのでご注意ください。

- ・旅行開始後のキャンセルや無連絡不参加の場合
- ・陽性診断前にキャンセルを行った場合

② お支払いする保険金

旅行契約約款に基づき、学校が会員に支払う取消料の金額。(※)

ただし、1旅行あたり旅行代金総額の50%かつ5,000万円が限度となります。

(※)会員が利用施設や交通会社に支払う金額とは異なります。

③ 保険料

旅行代金総額(税込) × 保険料率 2.5%(0.025) = 保険料(10円単位に四捨五入)

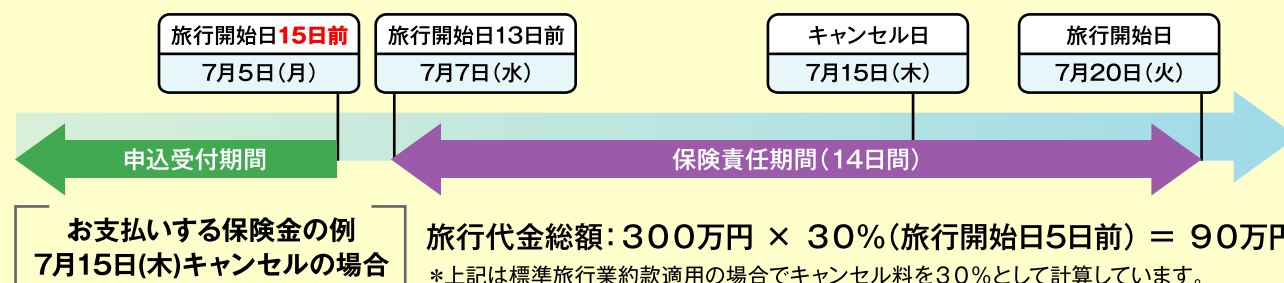
【保険料例】 旅行代金総額:400万円(税込) ➡ 保険料:10万円(400万円×0.025)

《重要》 旅行参加者が500名を超える場合は保険料率が異なる場合がありますので、都度ご照会ください。

④ 申込締切日

旅行開始日の15日前まで

⑤ スケジュール例



一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

<(一社)>全国旅行業協会 事務受託会社>
<(一社)>全国旅行業協会 指定保険代理店>

株式会社 旅行ビジネスサポート
TEL:03-6272-9704

(一社) 全国旅行業協会の新しい保険制度！

WEB 会員向け限定 お客様から頂くキャンセル料を補填する保険です

旅行者キャンセル対応

全旅協 国内旅行キャンセル補償制度



旅行者による任意解除の場合に、旅行業約款に基づき会員とお客様との間で発生するキャンセル料の 70% をカバーします。特に、団体旅行や高額の旅行にセットするとお客様も安心です。

特長 1

旅行者のご都合による出発前キャンセルに広く対応しています

特長 2

会員が旅行業約款に基づき旅行者から領収するキャンセル料の 70% をカバーします

特長 3

会員とお客様との間でキャンセルが成立・代金精算後、保険会社が旅行者に保険金をお支払いします



保険金のお支払い例（手配旅行）

- 一人当たり 10 万円の国内手配旅行ご一行 10 名（手配旅行代金総額 100 万円）で、出発日前日に参加者の 1 人が発熱で入院したため、10 人全員が出発当日にキャンセルした。
- 一人当たりの飛行機やホテルのキャンセル料実費 6 万円、会員の取消手数料 3 千円の場合、合計キャンセル料 63,000 円に対しその 70% の 44,100 円（※）が保険金として各旅行者 10 人に支払われます。

（※）上記が標準約款による企画旅行の場合は、出発当日キャンセル料が旅行代金の 50% の 5 万円となるため、その 70% である 35,000 円が一人当の保険金となります。



保険金をお支払いする主な場合

- ① 本人・同行者・親族の死亡
- ② 同入院
- ③ 同通院
- ④ 急な出張
- ⑤ 交通機関の運休・遅延
- ⑥ ペット死亡
- ⑦ 災害避難命令

など



掛金例

旅行者一人当たりの
旅行代金



人数分

例) 旅行代金 3 万円の場合 290 円、同 5 万円の場合 480 円、同 10 万円の場合 950 円

申込方法



- 企画旅行・手配旅行・他社代理販売のすべてに利用できます
- ご加入は、メールによる申込のみとなります
- パンフレット・加入依頼書は、WEB 契約エントリーシステム「リンク集」をご覧ください
- WEB 会員限定です。

※会員登録は即日できますので、すぐにご連絡ください。

申込期限

- 旅行出発の 14 日前までに、加入依頼書（エクセル）と掛金振込票をメールでお送りください。



前頁より

Q.2 (1) A 社（第 1 種旅行業者）は、お客様との間で「ダイナミックパッケージ」を「この旅行は、手配旅行契約として販売・実施する。」との「特約」を結んで販売・実施していますが、この行為は、旅行業法に違反する行為になりますか？

(2) また、上記行為が仮に旅行業法や旅行業法施行規則に違反した行為に該当した場合、A 社はどのような処分を受けることになりますか。

A.2

(1) いいえ。A 社が（本来ならば、「募集型企画旅行契約」として、この旅行を販売・実施いたしますが、今回は「手配旅行契約」として販売・実施しますという）「特約」を結んだうえで、この旅行を実施すること自体は、旅行業法の定め違反する行為ではないと考えます。

(2) なぜなら、当該行為は第 1 種旅行業者である A 社が行うことができる「業務範囲内の行為」にあたるからです。

(3) 一方、第 2 種旅行業者が「海外旅行」を「募集型企画旅行」として、また、第 3 種・地域限定旅行業者が「海外旅行」や「全国型国内旅行」を「募集型企画旅行」として販売・実施することは、当該旅行業者の「業務範囲を超えた行為」にあたることから、旅行業法や同施行規則の定め違反した行為になります（旅行業法施行規則 1 条の 3 第 1 項 2 号、同 3 号、同 4 号及び法 6 条の 4 第 1 項）。

(4) なお、上記 (3) の違法行為に該当した場合、各旅行業者は、最悪、60 日間の業務停止又は登録の取消し若しくは（及び）1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等の刑事罰に処せられる恐れがあります（法 74 条 1 項 3 号及び法 19 条に基づく不利益処分基準の別表 3 項）。

Q.3 (1) 次に、A 社の「募集型企画旅行（ダイナミックパッケージ）」に参加したお客様が、この旅行の自由行動時に交通事故に遭い、負傷して 2 日間入院してしまいました。

(2) 旅行終了後、お客様は、A 社に対して「特別補償責任」として、「入院見舞金」の支払いを請求してきました。

(3) しかし、本事例の場合、A 社とお客様との間では既に「手配旅行契約」として、この旅行を実施する「特約」を結んだ訳ですから、A 社はお客様に対して「特別補償責任」を負う必要はないと考えていいのですか。

A.3

(1) いいえ。A 社は、「特別補償責任」として「入院見舞金」の支払いをはじめ、通常の「募集型企画旅行」で発生する「旅行業者が負う

べき義務や責任の全て」を負わなければならないものと考えます。

(2) なぜなら、A 社の「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」の第 1 条第 1 項の定めでは、「当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約は、当社の約款の定めるところによります。…」と記載されております。また、同約款の第 1 条第 2 項の定めでは、「当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、当社の約款の規定にかかわらず、その特約が優先します。」となっているはずです。

(3) つまり、本事例の場合、「お客様と結んだ「特約」は無効だと判断されますので、本来の A 社の「旅行業約款募集型企画旅行契約の部の定め」を適用し、この約款の定めにしたがって入院見舞金を支払うことになります（標準旅行業約款募集型企画旅行（手配旅行）約款第 1 条第 2 項。）

Q.4 A 社としては、お客様との間で結んだ「特約」が有効か無効かを判断しなければならないということですね。そして、本事例で言えば、「特約」自体が無効となるため、A 社は、お客様に対し、「特別補償責任」を負わなければならないということですよね？

A.4

(1) はい、その通りです。それではまず、今回の「特約」が有効か無効かを考えていきたいと思います。

(2) 今回の「特約」（「ダイナミックパッケージ」を手配旅行契約として販売・実施）は、A 社が「A 社約款 手配旅行契約の部」の定めに基づき旅行を実施するというものでした。

(3) しかし、手配旅行契約では、お客様が「特別補償」や「旅程保証」等を受けることができなくなってしまうので、この点で「旅行者の不利になる特約」となり、「特約」自体が無効になるものと考えます。

(4) そして、上記 (3) によって、その「特約」が無効になった場合は、本来の「A 社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部」の定めが適用になりますので、最終的に、A 社はお客様に対して「入院見舞金」の支払いが必要になるのです（標準旅行用約款募集型企画旅行契約の部第 28 条第 1 項、同別紙特別補償規程第 8 条 1 項各号）。

※「ダイナミックパッケージ」を「手配旅行契約として販売する」特約を付帯すること自体は、旅行業者に何のメリットも生じないものと考えます。コロナが収束し、旅行業者が募集型企画旅行として実施することのできる日が早く訪れることを強く望みます。



一般社団法人

全国旅行業協会

ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

<(一社)全国旅行業協会 事務受託会社>
<(一社)全国旅行業協会 指定保険代理店>

株式会社 旅行ビジネスサポート
TEL:03-6272-9704

がんばれ大分
でかけよう九州!



湯の鶴温泉 百華百彩 上天草 阿蘇くじゅう国立公園 白池地獄 由布岳

観光庁
Japan Tourism Agency

令和3年12月・4年1月 正会員退会者

● 令和3年12月分

登 録 番 号	名 称	代 表 者
北海道 3-509	(株)ZERO PLANNING	増井 淨美
北海道 3-624	(株)NISEKO WOW	マッケンジー イアンドナルド
北海道 3-710	(株)道通旅人倶楽部	孫 雷
福島県 2-331	(一社)只見町観光まちづくり協会	目黒長一郎
千葉県 3-592	(有)トラベルサロン旅工房	五木田 仁
東京都 3-6544	(株)グッドツアー	池田 貴久
神奈川県 3-713	(有)フジツーリスト	石原 実
長野県 3-393	フレックスジャパン(株)	矢島 隆生
長野県 2-439	エース観光(有)	山下 和彦
富山県 3-262	旅行倶楽部	納村 吉昭
愛知県 3-1423	豊観碧南サービス	小野 誠
京都府 3-547	Cerca Trave l (株)	井上 雪子
京都府 3-684	(株)京品	宋 暁昌
大阪府 3-2354	スリーカントリートラベル	加藤 三国
大阪府 3-2851	(株)CULTURE PROMOTION	西村 誠司
大阪府 3-2856	Club Zero トラベル(株)	新田 健一
島根県 2-93	(株)GPA	江上 尚
沖縄県 3-381	天恵国際(株)	新里 美玲

● 令和4年1月分

登 録 番 号	名 称	代 表 者
岩手県 3-234	岩手東部観光(株)	佐々木順一
茨城県 2-337	(株)常陸観光	梶山 昭彦
栃木県 3-640	宮内観光	宮内 政樹
千葉県 3-878	湯澤運輸(株)	湯澤 渚
東京都 2-1802	富士急行観光(株)	茂木 一郎
東京都 2-5827	アルファインタナショナルサービスコーポレーション(有)	ガン・シャウ・ヤン
東京都 2-7322	日本アイライフ(株)	王 莉
大阪府 2-2858	フォーワールド(株)	河形 清勝
大阪府 2-2987	FEELING JAPAN (株)	沈 晗晟
熊本県 2-260	(株)くまもとDMC	磯田 淳
鹿児島県 3-205	森運送商事(株)	森 直樹

令和3年12月・4年1月 正会員入会者

● 令和3年12月分

登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者
R03.11.25 R03.12.03	茨城県 3-687	つくばトラベル(株)	塚本 育子
R03.11.30 R03.12.08	栃木県 2-740	栃木交通バス(株)	富永 市郎
R03.11.30 R03.12.06	埼玉県 2-1283	パイン(株)	廣瀬 佳正
R03.12.09 R03.12.15	千葉県 3-1055	(株)エスケーサービス	栗田 繁
R03.12.16 R03.12.22	東京都 3-8159	NOZOM I (株)	吴 立営
R03.12.16 R03.12.23	東京都 3-8162	KGJトラベル(同)	堀田 卓哉
R03.12.23 R03.12.24	東京都 2-8167	(株)ワイルドスポーツクラブ	三上 悦生
R03.12.13 R03.12.16	神奈川県 2-1201	(株)ALL WIN	石川 英明
R03.11.29 R03.12.09	長野県 3-661	(一社)戸隠観光協会	極意 憲雄
R03.12.03 R03.12.07	愛知県 3-1500	(株)レイスツアーズ	吉橋 正純
R03.12.14 R03.12.15	愛知県 2-1501	つばさ交通(株)	細井 雅彦
R03.11.26 R03.12.08	沖縄県 2-450	(株)ツアーデザイナーズ	宗像 愛
R03.12.15 H13.12.25	長野県 3-663※	エース観光	山下 和彦

● 令和4年1月分

登 録 日 入 会 日	登 録 番 号	名 称	代 表 者
H21.03.26 R04.01.20	東京都 3-6149	(有)旅行サロン四谷	中村 啓幸
R03.09.30 R04.01.20	東京都 3-8143	(公財)東京都公園協会	佐藤 伸朗
R03.12.23 R04.01.04	東京都 3-8165	ベアラックストラベル(株)	宮武 宏征
R04.01.24 R04.01.26	長野県 2-665	ひじり観光タクシー(株)	鎌倉 晨弥
R04.01.17 R04.01.24	福井県 3-249	西川電業(株)	西川 政弘
R04.01.20 R04.01.20	静岡県 3-709	中央観光トラベル	加藤 秀樹
R04.01.21 R04.01.25	愛知県 2-1503	(株)旅の多助	小川 哲
R04.01.06 R04.01.06	和歌山県 3-324	(株)DMC高野山	大田原博亮

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を示す。「名称」の(一社)は一般社団法人、(公財)は公益財団法人、(同)は合同会社の略称を示す。



モーリヤ厳選牛ステーキ



菊の紋章が神戸牛の証

WEB <http://www.mouriya.co.jp>

兵庫県・神戸市
神戸牛を扱って百三十余年！
神戸ステーキレストラン モーリヤ三宮店

全席鉄板を目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすすめてです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、徒歩で30秒の所に本店がございます。

「お料理」コース料理(税別)
ランチコース 4,500円〜18,600円
ディナーコース 5,900円〜19,200円

「施設内容」座席40席
「営業時間」ランチ 11時〜15時
ディナー 15時〜22時(21時LO)
■交通のご案内 JR三宮駅より徒歩3分
阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神高速神戸線京橋ICよりお車で約8分
■住所…〒650-0012
兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-9 第1岸ビル3F

全旅クーポン会員の皆様!!
遂に受付開始!!

近畿日本 ツーリスト

専用端末 

KNT 在庫を予約・精算できます!



日本の旅
世界の旅



宿泊単品



レンタカー
単品



TDR、USJ
個人、団体

●利用できる端末 ●利用料

- 旅丸パック2
- ダイナミックパッケージシステム
- 初期導入費用: 4,180円/店舗
- 利用料: 1台 2,200円/月
※年間一括払いとなります

お申し込みは
こちらから

<https://www.zenryo.co.jp/knt-entry/>



全旅クーポン会員様限定

(株)日本旅行 αLine

新規導入 キャンペーン

初期導入費 無料!!

さらに

3月～4月度の利用料無料

お申込は 2022年 3月31日 木 まで

全旅クーポン会員様と(株)日本旅行との提携契約を弊社が代理して締結します

(株)日本旅行様の企画・実施商品(赤い風船・マッハ・ベストなどパッケージ商品)
宿泊券、観光券、船車券が全旅クーポンで精算可能に!

- (株)日本旅行様への保証金が不要です。ノルマありません。
- (株)日本旅行様へのお支払いは全旅クーポンで行いますので、精算は月1回!
- αLine で予約確定すると、ANTA-NET で全旅クーポンデータが自動作成されますので、全旅クーポン発券操作が不要です。

	全旅クーポン会員特別料金 全旅クーポン 会員限定	日本旅行と直接契約の場合
月額 利用料 ※月額利用料は導入 される拠点毎	2,200円	5,500円
初期導入費 ※初期導入費は パソコン1台毎	PC1 台につき 5,500円	PC1 台目 11,000円 PC2 台目以降 5,500円

※年間一括払いとなります

お申込方法

- 1 こちらからも入力可能です!
(株)全旅コーポレートサイトにて
必要事項を入力下さい
<https://www.zenryo.co.jp/alphaline/>
- 2 ご登録頂いたメールアドレスに
届きましたお申込書・委任状を印刷
※委任状には必ずご押印下さい
- 3 郵送にて(株)全旅宛へお送り下さい
〒104-0061
東京都中央区銀座 8-13-1
銀座三井ビルディング 2F
(株)全旅 クーポン事業部



お問合せ先

株式会社全旅 クーポン事業部

TEL: 03-6264-7121 FAX: 03-6264-7156 E-mail: coupon@zenryo.co.jp

テレワーク対応 在宅勤務 クラウド版 Webでリモートワーク

あっという間に **行程表・見積書** ができる

旅行業営業支援 ネットワークシステム **TR.NS** 旅行業システムSP

地図から選んでいくだけで行程表が完成

施設検索 → 検索 → 選択 → 地図から施設検索・ルート確認 → コース経路時間を自動検索・計算 → **行程表完成!**

施設をクリックすると詳細情報が表示されます

ワークロ入力ほとんどなし! 見積書自動作成 PDF書き出し可能!

業界最大級のデータベース搭載 (2020年10月末現在)

観光施設データ 約128,946件	道路・移動データ 時間・距離・料金	宿泊施設データ 約18,411件	時刻表データ 鉄道・飛行機・船	学校地点データ 約36,942件
----------------------	----------------------	---------------------	--------------------	---------------------

しっかりしたいトコロは何か? 引受書・指示書が簡単にできます

バス運行管理システムSP

大好評! 旅行業システムと連動します

バス料金見積上限下限を正しく(引受書に)記載できていますか?

●DTS-C1/DTS-C1D/DTS-D1A/DTS-D1D (富士通製) / ITP-WebServiceよりCSV出力
●DTG3/DTG4 (矢崎製) / SDVシステムよりCSV出力
●DTG5/DTG7 (矢崎製) / ESTRAよりCSV出力

※当サービスの内容については万全を期していますが、弊社は一切誤りがないことを保証しません。

商品の詳しい説明や、資料請求・無料デモのお申込みは <https://www.traveroute.jp/>
メールでのお問い合わせは product_info@broadleaf.co.jp

株式会社ブロードリーフ 特販部 0120-47-2610 Copyright © 2022 Broadleaf Co., Ltd.
受付時間 9:00~17:30 (土日祝・年末年始を除く)

当選者5名様 にクオカードが当たる!

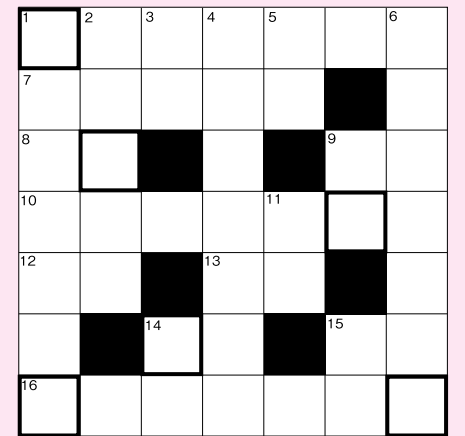
パズルでひと息

- タテのカギ**
- ① 資本家。
 - ② エクスプローラー。
 - ③ googling (俗語)。
 - ④ 両立しないような二つの職業を同一人が兼ねること。
 - ⑤ 最新〇〇置を〇〇作して病〇〇を〇〇期発見。
- ヨコのカギ**
- ⑥ 黒人ギタリスト、黄金のギター・リフ。
 - ⑦ 釈尊の骨。
 - ⑧ 「あなたのバラード」「燃えろいい女」、〇〇公則。
 - ⑨ 日本で最も長い歴史を持つ俳句雑誌「〇〇トギス」。
- タテのカギ**
- ⑦ 「寒さ」の種類が違う? 東京の寒さに弱い〇〇〇〇〇〇〇〇の人。
 - ⑧ 若い世代、ちょっと古くさい言い方。
 - ⑨ ブラジル生まれのF1レーサー、ニックネームは「自由人」ネルソン・〇〇。
 - ⑩ 大きめだけどてき〜に、マクロの〇〇切り。
 - ⑪ かしわ餅やちまきを食べます。
 - ⑫ 着せ替え人形玩具、〇〇ちゃん人形。
 - ⑬ The Straw Millionaire. ー〇〇〇〇〇〇長者。
 - ⑭ 釣り人のフィッシュ・ストーリー、〇〇話。
 - ⑮ 「雨が降ろうと〇〇が降ろうと」
 - ⑯ 猫とネズミ、ゴムとゼリー。

プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャースタースビル3F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、4月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。

黒太枠に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。
「ヒント」おいしいです!



1・2月号のバズルの答え

ゼン	ン	チ	ゼン	ノ	ウ
ン	チ	ン	イ	オ	
コ	ブ	ケ	プ	ラ	ム
ク	リ	ン	ル	ー	ム
テ	キ	タ	ト	カ	ラ
ン	ス	イ	カ	テ	イ
キ	ヤ	パ	シ	テ	イ

全旅協の動き

2月1日〜3月31日

- 2月1日 (火) 令和3年度定期研修 (京都)
 - 2月3日 (木) 観光立国調査会 (東京)
 - 2月9日 (水) 旅行業公正取引協議会 第5回理事会 (東京)
 - 2月14日 (月) 新創監査法人 期中監査
 - 2月16日 (水) 第54回総務財務委員会
 - 2月21日 (月) 令和3年度定期研修 (宮城)
 - 2月24日 (木) 東北地方支部長連絡会 (宮城)
 - 3月2日 (水) 第41回常任理事会
 - 3月7日 (月) 新創監査法人 期中監査
 - 3月11日 (金) 第200回理事会 (東京)
 - 3月15日 (火) 令和3年度定期研修 (愛知)
 - 3月16日 (水) 第18回支部長連絡会・弁済業務副管理役会
 - 3月17日 (木) 支部事務局長会議・試験研修運営会議
 - 3月23日 (水) 令和3年度定期研修 (東京)
 - 3月25日 (金) (株)全旅取締役会 (東京)
- () 内は開催地。無記載は全旅協本部事務局

渡航情報 (スポット情報)

問い合わせ先

- ◆外務省領事局 領事サービスセンター (海外安全担当)
TEL: 03-3580-3311 (代表) 2902・2903 TEL: 03-5501-8162 (直通)
平日 9:00~12:30/13:30~17:00 土日祝日は休み
- ◆インターネット/外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。



幹事会社／損害保険ジャパン株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



A I G 損 害 保 険 株 式 会 社



東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記
までお願い致します。



損害保険ジャパン株式会社

企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL.03(3231)2201